平成２５年（フ）第４６４４号
大阪府吹田市江坂町４丁目19番１―216号
債務者　呉村　堅一
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰田　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０６号
愛知県清須市西枇杷島町押花62番地　シンプルライフ201、従前の住所名古屋市中村区新富町２丁目１番２号　レインボー新富町202号
債務者　山藤清徳こと　山藤　清徳
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　智加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午後２時55分
5　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０７号
愛知県清須市西枇杷島町押花62番地　シンプルライフ201、従前の住所名古屋市中村区新富町２丁目１番２号　レインボー新富町202号
債務者　山藤　　睦
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　智加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午後２時55分
5　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０６０号
神戸市東灘区鴨子ヶ原３丁目28―38　小山方、住民票上の住所京都市伏見区桃山毛利長門東町38番地の４
債務者　仁保　繁一
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤井　勝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９６３号
大阪府柏原市国分市場１丁目７番56―403号メゾンファミーユ、前住所大阪府藤井寺市西古室１丁目21番22―109号
債務者　末永　憲司
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪尾　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１８０３号
横浜市南区中村町３丁目211番地15　木崎アパート34号
債務者　鈴木　敬二
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網野　雅広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７８９号
横浜市緑区台村町613番地２　コンフォートガーデン202号
債務者　小野　　仁
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８２４号
名古屋市北区如意１丁目117番地
債務者　吉本眞佐子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４１号
群馬県伊勢崎市下植木町980―17、住民票上の住所群馬県伊勢崎市富塚町232番地18
債務者　梶塚　　亮
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永島　隆明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４６６号
横浜市南区井土ケ谷中町47番地57　大貫ハイツ201、申立時の住所横浜市南区日枝町４丁目97番地２　グレイス南太田307
債務者　道訳　康之
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河内万紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７９６号
横浜市戸塚区平戸２丁目15番５号
債務者　田口　　敦
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３３号
名古屋市天白区原２丁目2509番地　メゾン・ド・アージュ510号
債務者　秋田　　洋
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　将人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８１３号
横浜市港北区綱島上町137番地22
債務者　前田　辰雄
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北條　将人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１１３１号
東京都東久留米市小山３丁目７―35
債務者　高橋　信子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１３９号
東京都江戸川区東小岩４丁目33―20―201
債務者　武藤　頼康
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１４０号
千葉県大網白里市大網510―106
債務者　黒岩　和仁
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部